

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

(委託業務(建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日(※1)までに「契約保証金免除申請書」【別添1】を契約担当課へ提出してください。(※2)

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間にセンター、国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添2】参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添3】参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、原則として、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日)となります。詳しくは、入札公告等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、本センターによる審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本センターにおいて上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人広島市農林水産振興センター 理事長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

1 次のとおり、センター、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 (いずれかに○を付けること。)	契約期間	履行期間 ※ 契約書に、履行期間の記載 がある場合に記入。	契約担当課名
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

注1 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すること。

2 契約の相手方が本センター以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。

3 センター、国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

2 広島市税について滞納がないこと。

3 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注1 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。（広島市に納税義務がない場合は、「申立書（契約保証金免除申請用）」を添付すること。）

2 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

【委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用】

契約保証金免除申請書（記入例）

記入例

落札決定後の日付で、作成日を記入

代表者又は届出代理人（広島市競争入札参加資格申請において、代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者。例：支店長、営業所長、等）を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人広島市農林水産振興センター 理事長 様

所在地又は住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇（又は、株式会社〇〇〇〇 △△支店、等）

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇（又は、△△支店長〇〇 〇〇、等）

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

契約期間が複数年の場合は、長期継続契約又は債務負担行為に係る契約となります。本センターの長期継続契約については、契約書に長期継続契約である旨の記載があります。

契約書に記載がある場合に記入してください。本センターの契約においては、長期継続契約の契約書に履行期間の記載があります。

1 次のとおり、センター、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設置している）と締結した契約の相手方、業務名、契約金額、契約方法、契約期間、履行期間、契約担当課名を記入してください。

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 (いずれかに○を付けること。)	契約期間	履行期間 ※ 契約書に、履行期間の記載がある場合に記入。	契約担当課名
広島市	〇〇〇〇〇業務	円 1 2, 3 4 5, 6 7 8	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 2 0 年 2 月 2 5 日 至 2 4 年 3 月 3 1 日	自 2 0 年 4 月 1 日 至 2 4 年 3 月 3 1 日	〇〇局〇〇課
〇〇市	〇〇〇〇〇業務	円 3, 4 5 6, 7 8 9	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 2 4 年 6 月 1 日 至 2 4 年 9 月 2 8 日	自 年 月 日 至 年 月 日	〇〇局〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

注1 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すること。

2 契約の相手方が本センター以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。

3 センター、国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

2 広島市税について滞納がないこと。

3 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注1 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。（広島市に納税義務がない場合は、「申立書（契約保証金免除申請用）」を添付すること。）

2 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

(委託業務(建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、センター、国又は地方公共団体(注1)と種類及び規模をほぼ同じくする(注2)契約履行実績を、2件以上必要とします。

1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

- ① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属していなくてもよい。)
- ② 履行期間(※1)が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。)(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
- (※2) 契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第30条各号(3号を除く。)による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
- ② 契約期間又は履行期間(※1)がすべて属していること。(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
- (※2) 契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第30条各号(3号を除く。)による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(注1)「センター、国又は地方公共団体」について

センター、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方公営企業及び地方独立行政法人及び広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)を含む。)とします。

(注2)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

- 「種類をほぼ同じくする」とは
広島市の物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条(資格の決定等)に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとする。
- 「規模をほぼ同じくする」とは
契約額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。)の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとする。

契約方法による区分 2

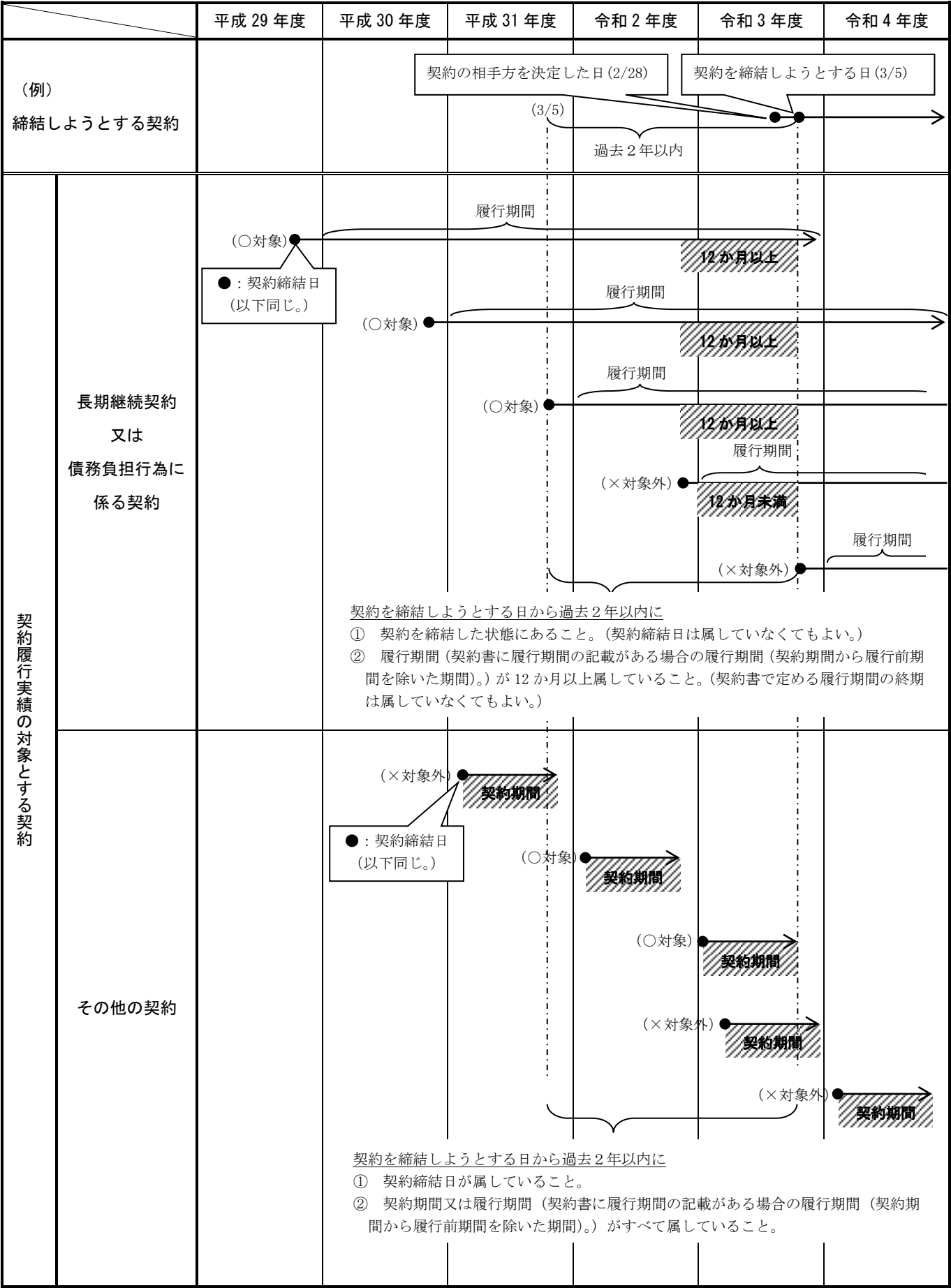
			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
締結しようする契約	履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約		実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

2 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本センターにおいて実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後できるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

契約履行実績の対象となる契約（例）



契約保証金免除申請に係る納税証明書について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

1 広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規則第30条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」にかえて「申立書（契約保証金免除申請用）」を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税（納付・納入）証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口にて用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページ→「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」→関連情報の「様式」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規則第30条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。(電子納税証明書は不可)

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm> で参照できます。

3 注意事項

- 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本センターにおいて実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)

○入札・契約について 入札公告記載の契約担当課

○広島市の納税証明書について

・広島市の各市税事務所管理係及び税務室

(広島市のホームページのフロントページ→「くらし・手続き」→「税金」→「市税のお問い合わせ窓口」→「09 証明等に関するお問い合わせ先」に連絡先一覧を掲載しています。)

・広島市財政局税務部市民税課法人課税係（電話（082）504-2093）

○税務署の納税証明書について 各税務署

令和 年 月 日

申 立 書(契約保証金免除申請用)

公益財団法人広島市農林水産振興センター 理事長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、契約保証金の納付の免除を申請するにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 広島市内に事業所を有していません。
- 2 広島市内に固定資産を有していません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 広島市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。